



平成 22 年 5 月 13 日

各 位

会社名 株式会社 みなと銀行  
代表者名 取締役頭取 藪本 信裕  
(コード番号 8543 東証・大証第一部)  
問合せ先 執行役員企画部長 森本 剛  
( TEL 078 - 333 - 3224 )

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 22 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 22 年 6 月 29 日開催予定の第 11 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 利便性向上および公告手続合理化を目的として電子公告を採用することとし、併せて不測の事態に備えた予備的公告方法を定めるため、公告方法に関する規定（変更案第 5 条）を変更しようとするものであります。
- (2) 株主のみなさまの便宜を図るため、単元未満株式の買増しに関する規定を新設するものであります。（変更案第 10 条）
- (3) その他上記追加に伴い、条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容はつぎのとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 4 条 (条文省略)	第 1 条～第 4 条 (現行どおり)
(公告方法) 第 5 条 当銀行の公告は、 <u>神戸新聞および日本経済新聞に掲載する。</u>	(公告方法) 第 5 条 当銀行の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、神戸新聞および日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第 6 条～第 9 条 (条文省略)	第 6 条～第 9 条 (現行どおり)
(新設)	(単元未満株式の買増し) 第 10 条 当銀行の株主は、 <u>株式取扱規則に定めるところにより、当銀行に対し、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第 10 条～第 50 条 （条文省略）	第 11 条～第 51 条 （現行どおり）

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 22 年 6 月 29 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 22 年 6 月 29 日（予定）

以上